

# 社団法人 中国地方総合研究センター 会 員 規 則

平成17年8月30日 制定

## (総 則)

第1条 社団法人中国地方総合研究センターの会員に関する必要な事項は、定款に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

## (入会申込)

第2条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

## (入会審査基準)

第3条 会員は、次の基準を満たす団体・会社等および個人とする。

- (1) 定款の目的及び事業に賛同する者
- (2) 公序良俗に反することを目的としない団体・会社等
- (3) 中国地方に本店、支店、営業所等の事業所を有する団体・会社等
- (4) 別に定める会費を納入する者

## (入会承認)

第4条 入会の申込みがあった場合、理事会において入会の可否について審査を行い、承認を得た者について、会長が本人に通知する。

2 ただし、入会審査基準に照らし、理事会において入会申込が承認されることが確実で、理事会の開催が相当期間先になる場合は、理事会において入会が承認されることを条件に、会長の決裁により入会を承認することができるものとする。

## (入会日)

第5条 入会日は、入会の申込みが理事会において承認された日とする。

2 ただし、前条第2項による場合は、会長が承認した日に遡及して、理事会において入会を承認することができるものとする。

## (異動の届出)

第6条 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を書面をもって会長に届け出るものとする。

(会費)

第7条 会費は、総会において別に定める。

- 2 事業年度の上半期に入会した場合の会費は全額、下半期に入会した場合の会費は半額とする。

(会員の特典)

第8条 会員になった者には、次の特典が与えられる。

- (1) 定期刊行物や自主研究出版物の無料購読
- (2) 資料センター所蔵図書・資料の閲覧、照会
- (3) 研究会、講演会等への無料参加
- (4) 調査分析・研究内容に関する閲覧、照会

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(退会日)

第10条 退会日は、会長が退会届を受理した日とする。

(会費の不返還)

第11条 既納の会費は、年度の途中で退会した場合であっても返還しない。

(改正)

第12条 この会員規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

付 則

1. この会員規則は、総会の承認があった日から施行する。
2. この会員規則の施行の時点で既に会員である者は、この会員規則の適用があったものとみなす。